

平成30年10月の制度改正に伴う加算等の新設について

地域支援事業実施要綱改正（平成30年10月1日施行）に伴い、河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業においても、下記のとおり加算等を変更します。

	基本報酬の変更	加算の変更	その他要件の変更
介護予防訪問介護相当サービス事業	無	有	有
訪問型サービスA事業		無	無
介護予防通所介護相当サービス事業		有	有
通所型サービスA事業		無	無

【I】変更届の提出について

後述の介護予防通所介護相当サービス事業における生活機能向上連携加算のみ、算定を希望する場合は変更届の提出が必要です。その他新設・変更された加算における変更届の提出は不要です。

①平成30年10月提供分から当該加算の算定を希望する場合

平成30年10月15日（月）までにご来庁の上、変更届等の提出をしてください。

②平成30年11月以降提供分から当該加算の算定を希望する場合

算定開始月の前月15日までにご来庁の上、変更届等の提出をしてください。

【II】変更点：介護予防訪問介護相当サービス事業

①生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（I）100単位（1月につき） **新設**

サービス提供責任者が介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、サービス提供した場合を評価する。

※算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

(2) 生活機能向上連携加算（II）200単位（1月につき） **変更**

サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等に利用者宅訪問に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、サービス提供した場合の評価を充実する。

※算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

②同一建物減算について

有料老人ホーム等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）に限られていましたが、建物の範囲を見直し、有料老人ホーム等以外の建物も対象とします。

③サービス提供責任者について

介護職員初任者研修修了者（介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く）は、サービス提供責任者として従事できません。ただし、現に従事している者については、平成30年度末まで従事可能とします。

④介護職員処遇改善加算について

加算Ⅳ及び加算Ⅴについては、一定の経過措置期間を設けた上で、廃止することとなります。期間は未定ですが、現時点で当該加算の対象事業所はご留意ください。

【Ⅲ】変更点：介護予防通所介護相当サービス事業

①生活機能向上連携加算について

生活機能向上連携加算 200単位（1月につき） 新設

※運動機能向上加算算定時は100単位（1月につき）

介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等が通所型サービス事業所を訪問し、利用者に対し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合を評価する。

※算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

②栄養スクリーニング加算について

栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき） 新設

介護職員等が利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合（6月に1回を限度とする）を評価する。

※算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

③機能訓練指導員の資格要件について

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師に、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加します。

④栄養改善加算について

管理栄養士1名以上の配置が要件とされていますが、外部との連携により管理栄養士を1名以上確保した場合でも算定可能とします。

⑤介護職員処遇改善加算について

加算Ⅳ及び加算Ⅴについては、一定の経過措置期間を設けた上で、廃止することとなります。期間は未定ですが、現時点で当該加算の対象事業所はご留意ください。